

## 居宅介護支援事業所における管理者要件について

居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員を配置することとされています。この場合については、令和9年3月31日まで猶予期間が設けられていますが、管理者に主任介護支援専門員が配置されていない事業所については、早めのご対応をお願いいたします。

### 1 管理者要件（改正省令第1条）

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、主任介護支援専門員であることとする。

ただし、以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

- ・ 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者にできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者にできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

（※）不測の事態について、想定される主な例は次のとおり

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等

### 2 管理者要件の適用の猶予（改正省令第2条）

令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

(特定事業所集中減算の適正運用について)

指定居宅介護支援事業所において告示上に定められる判定期間(前期・後期)に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超える場合に、減算適用期間の居宅介護支援の全てについて、所定の単位数を減算することとされています。

判定した割合が100分の80を超えた場合の正当な理由について、特定事業所集中減算の趣旨を鑑み、利用者の方に対し、説明や案内を十分に行ったかどうかを確認するため、別添1及び別添2により、本減算についての判断を行います。サービスの質が高いこと等による利用者の希望及び当該事業所を選択した具体的な理由と判断できない場合は、減算となりますのでご注意ください。

(別添1)

判定した割合が100分の80を超えた場合の正当な理由の例示

(1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所がサービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合

→紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

(2) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

(3) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合

→紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

(4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合

・別添2の「理由書の提出を受ける場合における利用者への説明方法について」に基づき、利用者が希望するサービス、地域等に合致した事業所について、比較検討ができるよう複数の事業所を提示し、それぞれの地理環境、特筆すべきサービス事業の内容を説明した上で、サービスの質が高いこと等による利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認を文書で得ている場合

(5) その他正当な理由と市町村が認めた場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、ケアプラン上に位置づけられた介護サービス事業所によるサービス内容が休止又は変更されたり、当該事業所の利用に対して利用者からの懸念があること等により、利用者のサービス変更を行う必要があったりすることで、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合

※ 事業所において記載された理由が正当な理由に該当するかどうかは、高槻市において適正に判断します。

※ 理由書を作成した場合は、チェックリストと同様に事業所において2年間保存をお願いします。

(別添2)

## 理由書の提出を受ける場合における利用者への説明方法について

### 1 説明対象利用者の範囲

各判定期間中に下記の場合等により居宅サービス計画（ケアプラン）を作成（変更）する全ての利用者が対象です。

- (1) 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- (2) 区分変更認定を受けた場合
- (3) 更新認定を受けた場合

### 2 利用者への説明の方法等

- (1) 資料の内容については、下記3の「説明すべき事項・項目」に規定されている事項を盛り込み、以下の資料等を使用して、訪問介護サービス等の事業所に関する説明を行ってください。口頭のみによる説明は認められません。

- ア 各居宅介護支援事業所で作成した説明資料
- イ 訪問介護サービス等の事業所のパンフレット
- ウ 大阪府等の介護サービス情報公表システム
- エ 市がホームページに掲載する事業所一覧表

- (2) 利用者に説明すべき事業所の条件等

- ア サービスごとに異なる法人が開設している3以上の事業所について説明すること。
- イ 当該利用者の居宅をサービス提供地域としている訪問介護サービス等の事業所であること。

※ 説明対象とする事業所の選択に当たっては、利用者の利便性などの観点から、利用者の居宅からの距離等も考慮の上で利用者が現実的に選択して利用することが可能な事業所のみを提示するよう努めること。

※ 説明対象とする事業所の選択に当たっては、利用者が希望するサービス、地域等に合致するよう努めること。

- ウ 利用者にとって必要なサービスを提供できる体制を有する事業所であること。

### 3 説明すべき事項・項目

各サービスについて、それぞれの事業所に関する以下の項目を盛り込んだ資料等を説明時に使用してください。

- (1) 事業所名称
- (2) 開設（運営）法人名
- (3) 事業所所在地
- (4) 事業所電話番号
- (5) 営業日・営業時間（サービス提供日・サービス提供時間）

(6) 提供可能なサービス

※ 事業所の特色、サービスの質が高いこと等が判断できる項目（特定事業所加算やサービス提供体制強化加算の届出状況、特筆すべきサービス事業の内容等）を用いて説明してください。

(7) その他参考となる情報

※ 利用者の介護報酬に限らず、食費等の費用負担額についても必要に応じて利用者に説明してください。なお、特にない場合は記載不要です。

4 利用者の希望及び当該事業所を選択した理由の確認

(1) 2及び3により利用者への説明を行ったのち、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由を文書により確認してください。

※ 確認文書の様式は、（参考様式2）居宅サービス事業所等の選択に関する理由書を活用してください。

※ 利用者の希望及び当該事業所を選択した理由については、「病院や友人の紹介のため」、「今まで利用しているため」、「利用者宅と事業所所在地の距離が近いため」といった理由ではなく、「●●及び■■という利用者のサービス、地域等に関する希望があり、この希望に対し、▲▲及び★★という点でこの事業所が利用者にとってサービスの質が高いと考えられるため」のように、サービスの質が高いこと等による利用者の希望及び当該事業所を選択した具体的な理由について確認してください。

<想定される場合の例>

例) 言語聴覚士によるリハビリが必要であるが配置されている事業所が限定されているなど、専門的な対応が必要であるため当該事業所からしかサービス提供を受けることができないと確認できる場合。

例) たんの吸引等の行為を必要と認められる利用者について、たん吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所が他にない場合。

(2) 確認文書については、（参考様式1）チェックシートと同様に、事業所内にて利用者ごとに2年間保存してください。